

事 務 連 絡

令和 8 年 7 月 24 日

各都道府県自動車運転代行業担当者 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課
(公 印 省 略)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく
事務手続における旧氏併記について（周知）

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）が平成 31 年 4 月 17 日に公布され、同年 11 月 5 日から住民票及び個人番号カードに旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。）を記載することが可能となりました。

また、女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（令和 7 年 6 月 10 日閣議決定）において、関係府省においては、旧氏の通称使用の拡大やその周知に取り組むこととしています。

これを踏まえ、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」並びに、関係する政省令及び告示等に基づく申請・届出、交付等における旧氏の記載の運用について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、了知の上、管下事業者に周知していただきますようお願いいたします。

また、同日付で警察庁より各都道府県警察宛に周知されております。今後新たに制定、改正される同法令についても、特段の定めがある場合を除き、同様に取り扱うものとします。

記

1 申請・届出、交付等に係る氏名欄の旧氏併記について

申請者等が、申請・届出等を行おうとする場合又は交付等を受けようとする場合の氏の記載について、戸籍氏と旧氏の併記の記載を希望する場合は、これを認める。

2 申請書等への記載

（氏及び旧氏の併記の記載例）●● [〇〇] 丸子

※旧氏を併記する場合は、[〇〇] に記載

3 旧氏の確認

上記 1 により対応する手続について、根拠法令等において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧氏を記載した住民票の写し、マイナンバーカード等の公的な証明書類を提出させる。

以上